CORPORATE GOVERNANCE

TAKASAGO TEKKO K.K.

最終更新日:2019年6月25日 高砂鐵工株式会社

代表取締役社長 山田 健司 問合せ先:03-5399-8111 証券コード:5458 http://www.takasago-t.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1.基本的な考え方

当社は、企業価値を高めるため継続的な収益改善と株主、従業員、そして社会の負託に応える「存在価値のある強い会社」の実現を目指しており、企業の継続的な成長・発展においてコーポレート・ガバナンスの充実とコンプライアンスの強化を重要な経営課題と認識し、内部統制システムの整備・運用強化に努めてまいります。コーポレート・ガバナンスを有効に機能させるためには、経営の健全性を維持しその透明性を高めることが重要と捉えており、基本的な考えとしております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4】(議決権の電子行使・招集通知の英訳)

インターネットによる議決権行使の導入や招集通知の英訳につきましては、機関投資家や海外投資家の比率等に留意しつつ、検討してまいります。

【補充原則3-1-2】(英語での情報開示・提供)

英語での情報開示・提供は、海外投資家の比率等(2019年3月末0.75%)に留意しつつ、検討してまいります。

【原則4-8】(独立社外取締役の有効な活用)

当社は、2名の社外取締役(うち、1名は独立社外取締役)を選任しており、現時点の当社の業態や事業規模におきましては経営の監視・監督機能は十分に果たされていると認識しております。なお、今後は、当社の事業規模や当社を取り巻く環境等を総合的に勘案して、必要に応じ、独立社外取締役の人数・比率の見直しを検討していくことといたします。

【原則4-10-1】(独立した諮問委員会の設置による独立社外取締役の関与・助言)

当社は、任意の指名・報酬委員会などの独立した諮問委員会を設置していませんが、監査等委員である社外取締役2名(うち、1名は独立社外取締役)を選任し、取締役会において独立した立場で業務の執行の監視・監督をする体制となっており、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などの特に重要な事項の検討に対しても、適切な関与・助言等が可能であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づ〈開示】 更新

【原則1-4】(政策保有株式)

当社は、有価証券報告書にて開示しているとおり、政策保有目的の株式は現時点ではございません。

【原則1-7】(関連当事者間の取引)

役員や関連当事者との取引を行う場合は、取引開始前に、取引の必要性、取引条件の妥当性、他に与える影響等について、取締役会に付議し 承認を得なければならないこと、また関連する役員は審議・決定には加われないこととしております。

また、役員との取引については、当社および子会社を含む全ての役員に対して、毎年、自己申告によって関連当事者間取引の有無について確認をしており、現時点ではございません。また、主要株主等関連当事者に相当する会社との取引については、有価証券報告書、株主総会招集通知にて開示しております。

【原則2-6】(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

当社には、企業年金制度は現時点ではございません。

【原則3-1】(情報開示の充実)

(1)経営理念·戦略·計画

高砂鐵工グループ企業理念

(基本理念)

当社グループは鉄鋼事業を中核として、豊かな価値の創造・提供を通じ、顧客と社会に貢献します。

みがき帯鋼およびステンレスの圧延メーカーからスタートし、それとの関わりのなかで発展してきた幅広い分野において、顧客のニーズに的確に対応した独自性のある商品・技術・サービスを創造し、国内外に提供することを通じて社会に貢献します。 (経営理念)

- 1.顧客の発展に役立つ商品・技術・サービスを探求・創造し続けます。
- 2.国際社会の一員としての自覚を持ち、国内外の法令を遵守して高い企業倫理を保ち、企業の社会的責任への取組みを徹底していきます。
- 3.社員一同は、どこにも負けない情熱と粘り強さをもって、全ての業務を遂行し、また社員一丸となり逞しい企業文化の構築を目指します。 また、中期計画を策定し、有価証券報告書にて開示しております。

(2)ガバナンスの基本的な考え方と基本方針

当社は、企業価値を高めるための継続的な収益改善と株主、従業員、そして社会の負託に応える「存在価値のある強い会社」の実現を目指しており、企業の継続的な成長・発展においてコーポレート・ガバナンスの充実とコンプライアンスの強化を重要な経営課題と認識し、内部統制システムの整備強化に努めております。コーポレート・ガバナンスを有効的に機能させるためには、経営の健全性を維持しその透明性を高めることが重要と捉えており、基本的な考え方としております。

(3)役員等の報酬の決定方針と手続

取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続を社内規程にて整備し、コーポレート・ガバナンスに関する報告書にて開示しております。

(4)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役候補者案は、社長が選定基準に基づき選定し、監査等委員でない取締役候補者案は監査等委員会の意見を聴取し、監査等委員である 取締役候補者は監査等委員会の同意を得たうえで取締役会に付議し、審議・決定しております。

取締役の解任提案にあたっては、解任基準をふまえたうえで、監査等委員でない取締役は監査等委員会の意見を聴取し、監査等委員である取締役は監査等委員会の同意を得たうえで取締役会に付議し、審議・決定いたします。

取締役の選解任は、株主総会の決議によります。

(5)取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明 当社は、株主総会招集通知の参考書類や有価証券報告書に個々人の略歴を記載し、また、役員人事に係るプレスリリースに個々の業務分担 や役職委嘱等を含む当社の役員体制を記載することにより、取締役候補の指名や経営陣幹部の選定を行う際の個々の指名・選定についての説 明を行っております。

個々の解任の理由については、株主総会招集通知により開示するなど、必要に応じて適宜説明を行います。

【補充原則4-1-1】(経営陣への委任の範囲)

当社は、法令・定款において取締役会で決議すべきものと定められた事項のほか、任意で経営上重要と判断した事項(経営計画(中長期)に関する事項、予算(年度、上・下期)の決定等)については、取締役会に付議するものとして当社取締役会規則に定めております。

【原則4-9】(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

独立社外取締役につきましては、東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する判断基準に基づき選任しております。

【補充原則4-10-1】(独立した諮問委員会の設置による独立社外取締役の関与・助言)

当社は、任意の指名・報酬委員会などの独立した諮問委員会を設置していませんが、監査等委員である社外取締役2名(うち、1名は独立社外取締役)を選任し、取締役会において独立した立場で業務の執行の監視・監督をする体制となっており、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などの特に重要な事項の検討に対しても、適切な関与・助言等が可能であります。

【補充原則4-11-1】(取締役会全体のバランス、多様性、規模に関する考え方)

経営環境の変化に応じた機動的な意思決定と実効性のあるコーポレート・ガバナンスの仕組みを整えるため、取締役会は、当社グループの事業内容や経営課題に適した規模とし、取締役会全体としての経験・識見・専門性のバランスや多様性にも考慮したメンバー構成にすることとしております。定款に定める監査等委員でない取締役の定数は10名以内、監査等委員である取締役の定数は5名以内ですが、現在、監査等委員でない取締役4名、監査等委員である取締役3名(内、社外取締役2名(内、1名は東京証券取引所の基準を満たした独立役員))を選任しております。監査等委員でない取締役については、当社事業に必要な様々な分野の専門知識、経験を持った者を選任しており、監査等委員である取締役については、事業経営に関する経験・実績・能力と、法令・財務・会計・監査等に精通した者を選任しております。

【補充原則4-11-2】(取締役の兼任状況)

当社の社外取締役は他の会社の業務執行者を兼任している者もおりますが、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を、当社の監査等委員である取締役の業務に振り向けられるものと考えております。また、社内の監査等委員でない取締役および常勤の監査等委員である取締役は当社の子会社以外の他の上場会社の役員は兼任しておらず、社内の監査等委員でない取締役および常勤の監査等委員である取締役の業務に専念できる体制となっております。当社の社外取締役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書およびコーポレート・ガバナンスに関する報告書にて開示しております。

【補充原則4-11-3】(取締役会の実効性の分析・評価)

当社は、取締役会による経営の監督の実効性を把握し、その改善を図ることにより、当社の中長期的な企業価値の最大化に資することを目的として、取締役会全体の実効性の分析・評価を実施いたしました。

その結果の概要につきましては以下のとおりです。

1.趣旨(目的)

コーポレートガバナンス・コード基本原則4で提示された取締役会のあるべき機能を実現していくために、取締役会の運営および環境整備の適切性について以下の項目の分析・評価を実施し、取締役会の実効性評価および改善点の抽出を行う。

- (1)経営戦略の策定とレビュー
- (2)経営トップの承継計画
- (3)取締役の指名
- (4)経営陣の報酬
- (5)監査・コンプライアンス
- (6)リスクマネジメント

2.分析・評価の方法

分析・評価においては、まず以下の事項を内容とするアンケートを全取締役会メンバーに配布し、その回答を得ました(回答は記名方式)。 そのう えで、回答の集計結果にもとづき、取締役会で議論を重ね、取締役会の実効性に関する分析・評価を行いました。 取締役会の実効性に関するアンケート内容

- (1)取締役会の構成に関する質問(6問)
- (2)取締役会の運営に関する質問(10問)
- (3)取締役会の議題に関する質問(13問)
- (4)取締役会を支える体制に関する質問(7問)
- (5)自由記載

3.分析·評価対象期間

2018年度(2018年4月1日から2019年3月31日)

4.分析·評価実施期間

2019年4月1日から2019年6月19日まで(5月10日・16日取締役会で議論、6月19日取締役会で決議)

5.分析・評価の結果

以上のプロセスによる取締役会実効性評価の結果、2018年度の取締役会については、その実効性に関する重大な懸念等はなく、取締役会の 実効性は概ね確保されているものと分析・評価いたしました。

なお、前年度(2017年度)の取締役会評価にて認識した課題への取組み状況ならびに今回の認識した主な課題および今後の対応は以下のとおりです。

- (1)前年度認識した主な課題への取組み
- a) 取締役会の資料の事前提供の拡大や作成方法の工夫で、さらなる審議充実を図っている。
- b) 当社の事業拡大に資する多様な人材の確保のあり方について議論を継続している。
- c)経営者の育成·承継のあり方について議論を継続している。
- d)前年度に引続き、自由討議の場をさらに充実させていく。
- (2)今回認識した主な課題と今後の対応
- a)前年度に引続き、当社の事業拡大に資する多様な人材の確保のあり方について検討していくこと。
- b)中長期的な議論も含めて、企業戦略についての議論を活発にしていく。

【補充原則4-14-2】(取締役に対するトレーニングの方針)

当社は、取締役に対し、職責や業務上必要な知識の習得や適切な更新等のために様々な研修機会を設けております。その際の費用は会社負担としております。

【原則5-1】(株主との建設的な対話に関する方針)

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から、株主との建設的な対話が必要不可欠と考えております。株主・投資家との対話全般については、総務担当取締役が統括し、総務部・経理部をはじめとする社内各部門が連携して、対応の充実に努めております。具体的には、株主に対しては、株主総会において積極的な情報提供と丁寧な質疑応答に努めているほか、日常的に株主の皆様からのお電話等でのご質問やご要望にも対応させていただいており、株主の皆様からのご意見は今後の経営の参考にさせていただくこととしております。

なお、インサイダー情報(未公開の重要事項)については、当社内部者取引防止規程に従って適切に管理しております。

2.資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
新日鐵住金ステンレス株式会社	922,200	30.71
三井物産株式会社	500,000	16.65
株式会社大谷製作所	155,000	5.16
窪田 正史	78,000	2.60
株式会社みずほ銀行	53,600	1.79
日本土地建物株式会社	50,500	1.68
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	50,000	1.67
有限会社サイトー商店	31,200	1.04
石原 勝	26,400	0.88
岡谷鋼機株式会社	25,000	0.83

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 ^{更新}

2019年4月1日付で新日鐵住金ステンレス株式会社は日鉄ステンレス株式会社に社名変更しております。

3.企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	鉄鋼
直前事業年度末における(連結)従業員 数	100人以上500人未満

	ᄣᄼᅲᇠ		/\±	/+ · +	
自則事	業年度	におけ	(る(1里)	結)元	下局

100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数

10社未満

- 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針
- 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1.機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数重新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定され ている人数	1名

会社との関係(1) ^{更新}

氏名	■ #+	会社との関係()										
以 有	属性		b	С	d	е	f	g	h	i	j	k
新谷 清	他の会社の出身者											
中村 吉宏	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d.e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- . k その他



氏名 監査等 独立 委員 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
-----------------	--------------	-------

新谷 清	【略歴】 1974年4月 新日本製鐵株式会社(現日本製鉄株式会社)入社 1988年11月 同社名古屋製鉄所経理部経理室長 1994年6月 同社財務部部長代理 1997年2月 株式会社日鉄ライフ出向 株式会社テェイスト・ライフ監査役 株式会社ホテルニュー神田監査役 2001年12月 社団法人日本監査役協会出向 2005年1月 社団法人日本租税研究協会当向 2006年6月 社団法人日本租税研究協会事務局長 2017年6月 当社取締役(監査等委員) 現在に至る	【招聘理由】 事業経営に関する長年の経験・実績と、法令・財務・監査等に関する豊富な知見を有しているため、当社の監査等委員である社外取締役として適任であります。 【独立役員指定理由】 独立役員の属性として取引所が規定する項目に該当するところがなく、中立・公正な立場を保持しております。従って、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断しております。
中村 吉宏	【略歴】 1993年4月 新日本製鐵株式会社(現日本製鉄株式会社)入社 2010年10月 新日鐵住金ステンレス株式会社(現日鉄ステンレス株式会社(現日鉄ステンレス株式会社)バンコク事務所長兼NSタイノックスオート社マネージングダイレクター 2015年7月 同社営業本部棒線営業部棒線室長 2017年1月 同社営業本部棒線営業部自動車棒線室長	【招聘理由】 日鉄ステンレス株式会社の企画部企画室長であり、該社における長年の経験・実績と、事業 経営に関する豊富な知識・実績、見識を有しているため、当社の監査等委員である社外取締 役として適任であります。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締 役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会は、内部監査部門との連携により監査を実施することとし、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を設けておりません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員、内部監査部門、会計監査人は、必要に応じて打ち合わせを実施し、内部統制に関する報告、意見交換を実施することとしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無

なし

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

経常利益額により算出する業績連動型報酬制度導入

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)に係る取締役の報酬等の総額

取締役(監査等委員を除く) 4名 44百万円

取締役(監査等委員) 4名 17百万円 (うち社外取締役2名 3百万円) 合計 8名 61百万円 (うち社外取締役2名 3百万円)

取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

上記には、2018年6月26日開催の第146期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員)1名を含んでおります。

上記のほか、当事業年度に支払った役員退職慰労金は、2018年6月26日開催の第146期定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員)1名に対し支払った役員退職慰労金3百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員の報酬等の額またはその算定方法につきましては業績連動に基づき決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

重要協議事項は事前に連絡のうえ、十分な検討時間を確保できるよう図っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職·地位	業務内容	勤務形態·条件 (常勤·非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

0名

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

監査等委員会設置会社として、取締役による的確な意思決定と迅速な業務執行を行う一方、適正な監督及び監視を可能とする経営体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの充実が図られるよう、その実効性を高める体制としております。

1.取締役会

取締役会は、定例取締役会が毎月1回開催されるほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、事業計画、組織等経営上の重要な事項をすべて 審議、意思決定するとともに、グループ各社の業務執行状況の報告を受け、監督を行っております。なお、経営環境の変化に対応し、最適な経営 体制を機動的に構築するため、監査等委員でない取締役の任期は1年としております。

2. 監査等委員会

社外取締役2名を含む3名の監査等委員で構成される監査等委員会は、内部統制システムに則り、取締役の職務執行、その他グルーブ経営に 関わる全般の職務執行状況について、監査を実施しています。

3.会計監査人

会計監査人としてEY新日本有限責任監査法人を選任し、監査等委員とも連携し会計における適正性を確保しております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、山岸聡氏、齋藤克宏氏であり、会計監査業務にかかる補助者は、公認会計士6名を主たる構成員とし、その他11名も加えて構成されております。

4.内部監査体制

社内規程を整備し、業務実施に際しての適正な管理を行うとともに、内部監査部門は、監査等委員、会計監査人と連携しつつ内部監査等を実施しております。

また、法令遵守に向けた取り組みの一環として、社内各部門における業務処理や財務管理の適法性・妥当性・安全性など業務の総合的な適合性を確保することを目的とした内部監査規程を整備し、定期的に内部監査を実施するとともに、法令違反行為の未然防止と改善を図る仕組みとして、「ヘルプライン(内部通報制度)」を設置しております。

5.リスク管理体制

当社のリスク管理体制としましては、常勤の監査等委員である取締役1名は取締役会、経営会議に常時出席しているほか、監査等委員である社外取締役2名も取締役会に出席しており、取締役会の職務執行を充分監視できる体制になっております。

会計監査を担当する会計監査人のEY新日本有限責任監査法人とは、重要な会計的課題につき随時協議・検討を実施しております。更に、重要な法務的課題及びコンプライアンスにかかる事象につきましては法律顧問として弁護士と契約を結び、法律問題全般に関して指導を随時受けられる体制を設けております。監査法人、弁護士共に、人的、資本的又は取引関係その他の利害関係はありません。

今後も常にコンプライアンスを念頭におきながら、内部統制システムの整備・運用の充実を図るとともに、透明性のある健全な経営の推進を図ってまいります。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の事業特性として、コンパクトでスピーディーな経営が特に重要であり、監査等委員でない取締役を当社事業に精通した社内取締役で構成し、スピード・経営効率の維持・向上を図る一方で、ガバナンス体制を維持すべく、独立役員の要件を満たす1名を含む2名の監査等委員である社外取締役を選任し、客観的・中立的な立場で監視することで、経営の健全性・透明性の維持・強化を図っております。

- 1.当社は、監査等委員である取締役3名(常勤の監査等委員である取締役1名、非常勤の監査等委員である取締役2名)により経営監視機能の客観的および中立性を確保しております。
- (1)各監査等委員である取締役は、法令、財務・会計、企業統治等に関して豊富な経験・実績、識見を有しており、適法性の監査にとどまらず、外 部者の立場から経営全般について大局的な観点で助言を行っております。
- (2)常勤の監査等委員である取締役(1名)は、社内に精通し経営に対する理解が深く、適法性監査に加え、重要な会議に参加し、経営課題に対 するプロセスと結果について客観的評価を行う等的確な分析に基づく発言をすることで、経営監視の実効性を高めております。
- (3)非常勤の監査等委員である取締役(2名)は、経営陣から一定の距離にある外部者の立場で、取締役会に参加することにより、取締役の職務執行の状況について明確な説明を求めることとなり、経営監視の実効性を高めております。
- 2.経営監視機能の強化に係る具体的な体制および実行状況は、以下のとおりです。
- (1)当社は、監査等委員が監査等委員監査等をより実効的に行えるよう、十分な体制を確保し、内部統制システムが適正に機能する体制を整えております。
- (2)各監査等委員は、法令、定款違反や株主利益を侵害する事実の有無等の監査に加え、各業務担当取締役および従業員と適宜意見交換を行う等、経営監視の強化に努めております。

現在、当社は社外取締役による独立・公正な立場で取締役の職務執行に対する有効性および効率性の検証を行う等客観性および中立性を確保したガバナンス体制を整えており、その上で現状の監査等委員の機能を有効に活用しながら、監査等委員には株主からの負託を受けた実効性のある経営監視が期待できる体制となっております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日前に開催しております。

2. IRに関する活動状況

Rに関する活動状況			
	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無	
IR資料のホームページ掲載	ホームページでの企業情報の開示や決算発表時における経営トップによる業績についての記者会見の実施を行うとともに、その他の重要な事項につきましては東京証券取引所での適時開示を行っております。		

3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動としてISO14001、品質管理活動としてISO9001を認証取得し、継続的に取り組んでおります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

【基本的な考え方】

当社ならびに子会社は、企業価値を高めるため継続的な収益改善と株主、従業員、そして社会の負託に応える「存在価値のある強い会社」の実現を目指しております。

当社ならびに子会社では「お客様に価値を供給し続けることが、当社の存在価値を確固たるものにする唯一の方法である」との認識のもと、以下の4点を経営の基本方針としております。

- (1)顧客の発展に役立つ商品・サービスの提供
- (2)法令遵守と企業の社会的責任への取り組みの徹底
- (3)社員が一丸となり逞しい企業文化の構築
- (4)品質・環境マネジメントシステムの継続的改善

また、関連法規、社内規程を遵守し、業務の有効性・効率性を確保するため、以下のとおり内部統制システムを整備し、適切に運用するとともに、企業統治を一層強化する観点から、その継続的改善に努めます。

【整備状況】

- 1. 当社の取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役および使用人等の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための 体制
- (1)当社ならびに当社子会社の取締役会は、取締役会規則その他の規程に基づき経営上の重要事項について執行決定を行うとともに取締役から執行状況についての報告を受けます。また、各取締役は使用人の職務執行を監督するとともに、他の取締役の職務執行の法令および定款への適合性について相互に監視します。
- (2)当社ならびに当社子会社は、「高砂鐵工グループ企業理念」および「社員行動規範」を当社ならびに子会社のすべての者に対して周知徹底するとともに、当社社長を委員長とする「内部統制委員会」においてコンプライアンス全体を統括し、法令および定款・社内規程等の徹底遵守を図ります。
- (3)当社ならびに当社子会社は、「内部統制基本規程」、「内部監査規程」に基づき、職務の執行が適正であるかを定期的に監査し、継続的改善を図ります。
- (4)当社ならびに当社子会社での相談、通報体制としての「ヘルプライン運営基準」を当社ならびに子会社に徹底します。また、相談、通報内容は守秘し、申出者に対しては不利益な扱いを行わないこととします。
- (5)当社ならびに当社子会社は、財務報告の信頼性を合理的に保証するために、財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備·運用および評価を行います。
- 2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- (1)取締役の職務執行に係る電磁的記録を含む文書、その他重要な情報を法令および社内規程に基づき適正に保存および管理を実施します。
- (2)財務情報等の重要な企業情報について、法令および東京証券取引所適時開示規則等に則り、適時適正な情報開示を行います。
- 3. 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (1)当社ならびに当社子会社の各取締役、各部門長は経営に重要な影響を与えるリスクを抽出・評価し、規程・業務手順書等の整備を行い社内に徹底するとともに、モニタリング活動等を通じてリスクの予防・低減に努めます。
- (2)当社ならびに当社子会社は、「内部統制委員会」ヘリスク情報を集約し職務執行への活用を図るとともに、全社的な視点から部門横断的なリスクマネジメント体制の継続的改善を推進します。
- (3)当社ならびに当社子会社は、経営に重大な影響を与える不測の事態が発生した場合に備え、「リスク管理規程」に基づき予め必要な対策、方 針を整備し、発現したリスクによる損失を最小限にとどめるために必要な対応を行います。
- 4. 当社の取締役および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1)当社ならびに当社子会社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行います。
- (2)当社は取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、全取締役(非常勤取締役を除く。)が出席する経営会議を原則週1回開催し、業務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を機動的に行います。
- 5. 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1)企業集団内に親会社組織に属する関連会社管理部門を設けており、企業集団における情報の共有化と業務執行の適正を確保することに努めます。
- (2)関連会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、「関連会社管理規程」に基づいて事業内容の定期的な報告と重要案件についての事 前協議を行います。
- 6. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置く必要が生じた場合には、当該使用人を置くこととします。

- 7. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に関する指示の実効性に関する事項
- (1)監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命·異動等については、監査等委員でない取締役と監査等委員で意見交換を行うものとし、監査等委員会の同意を得たうえで決定します。
- (2)監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行するものとするが、監査等委員でない取締役からの独立性に影響がな〈監査等委員会の同意を得た場合については、当社の業務執行に係る役職を兼務することができるものとします。
- 8.当社の監査等委員でない取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役および使用人等の監査等委員会への報告に関する体制
- (1)当社の監査等委員でない取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役および使用人等は、法令および監査等委員会監査等基準に基づき、当社ならびに子会社の経営に重要な影響を及ぼす事項について適時適切に当社監査等委員会に報告します。
- (2)監査等委員は取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため経営会議等の重要な会議に出席するとともに、 重要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとします。
- (3)監査等委員は会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、内部監査部門とも情報交換、意見交換等を行い連携を図っていきます。

- 9.当社の監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制 上記8.の報告を行った当社の監査等委員でない取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役および使用人等に対し、当該報告をしたこと を理由として不利益な扱いを行うことを禁止します。
- 10. 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針

監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用 または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を当社が負担します。

11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会が行う、社内関係部門および会計監査人等との意思疎通、情報の収集や調査に対しては、実効的な監査の実施を確保するために 留意します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本方針

当社は、従来より「高砂鐵工グループ企業理念」のもと、役員および社員一人ひとりが法令・社内規程を遵守し、社会規範を尊重し、高い企業倫理を保つための取り組みを徹底してきたところであり、

- (1)市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては関係を一切持たないこと
- (2)反社会的勢力からの不当要求に対しては当社一丸となって断固拒絶すること を基本方針としております。
- 2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況
- (1)上記「基本方針」を取締役会にて再確認するとともに社員に対し周知徹底を図っております。
- (2)反社会的勢力との関係遮断および被害防止に関する社内規程を制定し、これに関する基本的考え方、社内統括責任者・部門責任者およびその役割、社内報告・対応方法、外部専門機関との連携、情報収集および啓蒙等について定めております。

その他

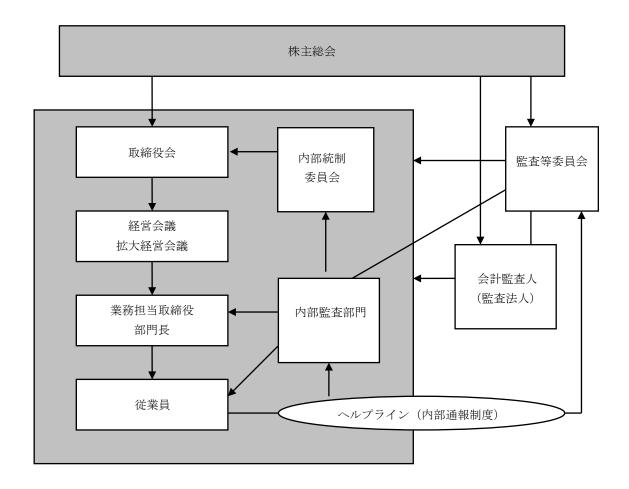
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【コーポレート・ガバナンス体制】



【適時開示体制の概要】

